

関西沖釣りクラブ
「 Fish Way 」

会 則

関西沖釣りクラブ

「Fish Way」会則

本会は関西エリアを中心に、日本全国の海域で沖釣りに挑戦する、海を愛し、自然を守り、沖釣りを楽しむメンバーが集う沖釣りクラブである。

【名称】

第1条 本会は名称を 関西沖釣りクラブ「Fish Way (フィッシュウェイ)」(以下「本会」という。)と称し、本部を次の住所に置く。

〒559-0025 大阪府大阪市住之江区平林南 2-8-37

【目的】

第2条 本会は沖釣りを通じて、会員相互の親睦を深め、助けあい、釣技を磨くこと及び本会主催の各種行事を通じて、沖釣りファンの増加、釣り場環境の維持・向上に貢献することを目的とする。

【行事】

第3条 本会は、各船宿、各メーカー、各スポンサーの協力のもとに、大会、親睦会、遠征を開催する。

2 行事予定は会員に直接通知するほか、上島釣具店（大阪市西成区玉出中 2-13-25）に掲示する。

【総会】

第4条 本会の総会は毎年5月に開催する。総会は委任状を含む会員総数の過半数の出席をもって成立する。

2 総会の議長は、会長が指名し、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

【総会付議事項】

第5条 総会における付議事項は次のとおりとし、出席総数の過半数の賛成をもって決定する。

- ① 役員を選出
- ② 前年度決算
- ③ 当年度行事予定および予算
- ④ その他

【役員】

第6条 本会に次の役員を置き、会の運営を行う。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 事務局長 1名
4. 顧問 1名

【役員の職務】

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し、総会、役員会の議長ならびに各種行事の責任者を務める。
- ② 副会長は、会長を補佐するとともに、会長が事故または都合により、役員会または各種行事に参加できないときは、会長の代行を務める。
- ③ 事務局長は、各種行事の運営、広報を行うとともに、会費その他運営費の管理を行う。

【役員会】

第8条 役員は、定期に役員会を開催し、次の各事項を審議し、役員総数の過半数の賛成をもって決定する。

- ① 行事予定の決定
 - ② 入退会の承認
 - ③ 除名処分の決定
 - ④ 会則の改訂
 - ⑤ 会費その他運営費の管理状況
 - ⑥ 会員の動向確認
 - ⑦ その他
- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
 - 3 必要な場合は、役員の申し出により臨時に役員会を開催することができる。

【役員の任期、役職の決定】

第9条 役員の任期は2年間とし、役職については互選により選出する。役員の再任は妨げない。

【入会手続き】

第10条 本会に入会を希望する者は、本会会員の推薦又は上島釣具店の推薦をうけ、正・副会長の面接審査により決定する。

【入会金など】

第11条 新規入会者は入会金として¥10,000を払い込む。入会記念品として本会所定のグッズを進呈する。

【会計年度】

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日を始期とし、翌年3月31日に終わる。

【年会費】

第13条 本会の年会費は、男性¥30,000、女性¥20,000、シニア（65歳以上）¥10,000とし、毎年3月31日までに前納しなければならない。

- 2 年度の途中入会者の年会費は、半期分とし、入会金と同時に払い込む。
- 3 途中退会若しくは除名処分の場合、入会金及び納入済みの会費は返還しない。

【退 会】

第14条 会員は本人の希望により、正・副会長に「退会届」を提出・受理されることにより、いつでも退会することができる。

2 「退会届」には次の事項を記載する。書式は特に定めない。

- ① 表題（F i s h W a y退会届）
- ② 「わたしはこのたび下記事由によりF i s h W a yを退会したいので届け出ます。」
- ③ 提出日付
- ④ 本人住所
- ⑤ 本人氏名
- ⑥ 押印
- ⑦ 退会事由

【除名処分】

第15条 本会会員は、次の事由がある場合、正・副会長の判断により退会若しくは除名処分とする。

- ① 年会費および諸行事会費未納の場合
- ② 本会の活動目的に反し本会の名誉を傷つけ、活動に非協力的な会員
- ③ メールまたは電話での連絡ができない会員
- ④ 本会会員として品格に欠ける会員

【附 則】

この会則は、平成26年 10月 1日から実施する。